

財務委員会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会、定款第39条に基づいて設置する財務委員会(以下「委員会」という)の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会の実行事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 協会の予算の編成および執行、決算に関すること。
- 2) 財産、及び設備並びに什器備品に関すること。
- 3) 会計の監査に関すること。
- 4) 各種契約に関すること。
- 5) 賛助会員に関すること。
- 6) スポンサーに関すること
- 7) その他、必要な事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、会員有志によって構成する。

2. 委員会は委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。
3. 委員長は、委員会を代表して理事会に出席する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

1. 委員会の議長は委員長が行う。
2. 委員会の議決は、出席者の2/3以上をもっておこなう。
但し、自筆書面による委任状はこれを有効とする。
3. 委員会の議決内容は、議事録により会長に報告され、必要に応じて理事会の審議事項とする。
4. その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。

第6条 この規則は、理事会の議決をもって改廃する。

付 則

1. この規則は、平成11年6月19日から施行する。
2. この規則の施行により、財務委員会運営規則(平成2年7月11日制定)は廃止する。
3. 平成23年4月1日分離により、付則1の団体名を変更する。